

計画の体系（基本目標・基本施策）（案）について

①瑞穂市障害者計画 (H21.3)	②国 障害者基本計画（第4次） 骨格案 (H29.5.29)	瑞穂市障がい者計画の体系（案）			
		③基本理念（案）	心がかよい、ともに暮らせる やさしいまちをめざして		
		④主な法令、法律等の状況	⑥基本目標	⑦分野	⑧推進施策 (下線が重点ポイント)
1 暮らしの基盤づくり (1) 保健・医療 ・保健サービスの充実 ・医療サービス・リハビリテーションの充実 (2) 福祉 ・在宅福祉サービスの充実 ・生活の場の確保 (3) 相談・情報提供 ・相談体制の充実 ・情報提供 ・権利擁護 2 自立と社会参加の基盤づくり (1) 教育・育成 ・早期療育の充実 ・学校教育の充実 ・施設のバリアフリー化 (2) 雇用・就業 ・障がい者の雇用促進 ・福祉的雇用の充実 (3) スポーツ・レクリエーション、文化活動 ・スポーツの振興 ・文化・レクリエーション活動の振興 3 障がい者にやさしいまちづくり (1) まちづくり ・バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 ・防災・防災対策の推進 (2) 啓発・広報 ・啓発・広報の推進 ・福祉教育の推進 ・ボランティア活動の振興 ・当事者組織活動への支援	○各分野における障害者施策の基本的な方向 1. 安全・安心な生活環境の整備 (1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上 3. 防災、防犯等の推進 (1) 防災対策の推進 (2) 復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子供に対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保 6. 保健・医療の推進 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療 7. 行政等における配慮の充実 (1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等 8. 雇用・就業、経済的自立の支援 (1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ 9. 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進 11. 国際協力の推進 (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進	○障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行） 障がい者理由とする差別等の権利侵害行為を禁止合理的配慮の義務が定められた ○成年後見制度利用促進法の施行（平成28年4月施行） 地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化 ○障害者虐待防止法の施行（平成24年10月施行） ○障害者総合支援法の施行と改正（平成25年1月施行） 平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスを追加 ○障害者優先調達推進法の施行（平成25年1月施行） ○改正障害者雇用促進法の施行（平成28年4月施行） 平成28年度から雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的配慮の義務が定められる、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定 ○児童福祉法の改正（平成28年5月改正） 平成28年の同法改正により、平成30年度から障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」を策定 ○障害者基本法の改正 平成25年に障害者基本法の一部が改正され、障がい者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加。	1 総合的な生活支援の体制づくり	保健・医療 福祉 相談・情報提供	・保健サービスの充実 ・医療サービス・リハビリテーションの充実 ・在宅福祉サービスの充実 ・生活の場の確保 ・相談体制の充実（相談支援体制の強化）③ ・情報提供 ・権利擁護（成年後見制度の利用促進、虐待防止）③ ・発達障がいのある人への支援③
		⑤国の方針やアンケート等からの重点課題 ①障がい者への差別偏見が高く、特に知的、精神で高い。市民との交流の促進、障がい者の社会参加や障害者差別解消法の施行もふまえて、地域のあらゆる場所での障がいへの理解促進、合理的配慮を徹底していくことが必要（差別の解消、合理的配慮の促進、我が事地域づくりの促進） ②障がいのある人が個々の状態や能力に応じて働ける環境づくりが求められており、障がい者の就労支援、働きやすい環境づくりが必要（段階に応じた就労支援、一般就労への移行、就労定着支援） ③将来への不安をもつ障がい者も多く、親亡き後の体制づくりや、地域への移行を踏まえ、障がいや個々人の特性に応じて、多様化するニーズに対してボランティアも含めた重層的なサービス体制の充実が必要。（地域包括ケアシステム、自立生活支援、相談支援の強化） ④療育支援センターを中心に子どもの療育や相談支援を実施しており、今後は、さらに保健・医療・保育・教育について、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要（障がい児支援の提供、関係機関との連携） ⑤災害時の避難支援者名簿について認知度が低い。災害時に、適切な対応が図れるよう、地域の見守り体制を強化するとともに、避難後の支援体制の充実が必要。（見守り体制の強化、災害時の支援）	2 共生社会の基盤づくり	療育・保育・教育 雇用・就業 スポーツ・レクリエーション、文化活動	・早期療育・保育の充実 ・学校教育の充実 ・切れ目のない支援の仕組みづくり④ ・障がいのある人の就労に対する理解促進② ・多様な雇用・就労の促進② ・就労定着支援② ・生涯学習の推進 ・生涯スポーツ活動の推進 ・情報コミュニケーション支援の充実①
		3 すべての人にやさしいまちづくり	まちづくり 啓発・広報	・バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 ・防災・防犯対策の充実（災害時の避難体制、見守り支援）⑤ ・障害を理由とする差別の解消の推進① ・福祉教育の推進（交流機会の拡大）① ・ボランティア活動の推進 ・当事者組織活動への支援	